

Heinz Köhler, *Economic Integration*

*in the Soviet Bloc*について

野々村一雄

I

この原稿は、Heinz Köhler, *Economic Integration in the Soviet Bloc*, Frederick A. Praeger, Inc., New York-Washington-London, 1965. の読書ノートである。Köhlerのこの書物は、第1に、セフの活動にかんする重要な、しかもわれわれがこれによって始めて知ることができた、種々のデータを含んでいると同時に、第2に、なかんづく、ドイツ民主共和国(以下便宜上東ドイツと略称)とセフとの関係について特別詳細に論じておる、セフにかんするわれわれの研究にとって有益な書物であると思われる。ここではまず、この書物の、上にのべた第2の特徴点について書いておこう。本書の副題は With an East Germany Case Study となっている。本書の序文には、本書の成立の由来が記されているが、それによると、本書ははじめ東ドイツとセフとの関係についての論文「共産圏への東ドイツの経済的統合」"East Germany's Economic Integration into the Communist Bloc"としてまとめられたものであるという。それが1961年に完成されたあとで、セフ的統合全体について的一般的記述に拡大されたものである。著者はその理由をつきのようにのべている。「その後で(1961年に論文が完成されたあとで)私の興味は他のソ連プロック諸国についての同様の研究にひきつけられた。これらの諸国は、戦後の一連の諸事件のなかでの国民的相違はきわめて少なく、全衛星国を通じて経済的な諸変化のタイプとタイミングとはほとんど信ずることができないほどの相似性があったことを示したのである。」(p. vii)

私見によれば、この点はかならずしも著者に同意し難いところであり、したがってまた、本書全体の叙述を通じて、東ドイツにかんする特殊な、詳細な、個別調査と、セフの一般的発展過程の叙述とが、必ずしも統一されておらず、また、セフの一般的発展過程やその内包する諸問題についての、東ドイツ側からの見方がそのまま一

般的な判断としてとりあげられており、その点は、本書の欠陥というべきであろう。しかし、これと同時に、従来比較的知られることの少なかった東ドイツとセフとの関係について、かなりたちいった調査を果していることは、この分野の研究についての本書のメリットであろう。それゆえ、ここでは、本書のとりあつかっている若干の問題点をとりあげ、それについて本書の提供する資料や見解を紹介しようと思う。

II

最初にまず、この書物の著者、成立の経緯、構成などについて、簡単に述べておこう。著者である Heinz Köhler について、筆者は詳しいことを知らない。序文によるとミシガン大学で Morris Bornstein と Wolfgang F. Stolper の指導をうけ、1961年に博士論文として、本書の前身である "East Germany's Economic Integration into the Communist Bloc" を出したらしい。現在は、マサチューセッツ州にある Amherst College の助教授である。

この書物は全体が序論および結論を別として7章にわかれており、それに3つの付録と文献目録がついている。それらを以下に書いておく。——序論、第1章 東ドイツにおけるソ連の賠償政策、第2章 東ドイツの外国貿易関係、第3章 経済相互援助会議(The Council for Mutual Economic Aid)、第4章 ソ連圏における国際貿易理論、第5章 東ドイツの統合状況の測定、第6章 東ドイツの国際収支、第7章 東ドイツの交易条件、結論、付録A 東ドイツの工業分類、付録B 外国為替交換比率について、付録C 社会主義的国際分業の基本原則、文献目録。

III

この書物は、その第1章において東ドイツの対ソ賠償

について、かなり詳しい調査をおこなっている。まず、dataについて著者はつきのようにいっている。「ソヴェト側も東ドイツ側も、賠償について何らかのデータを発表することを極端に警戒している。」(p. 6.) これはおそらく真実であろう。著者はつづけて、「だが、それにもかかわらず、部類別の東ドイツの記録が大量に、ドイツのきわめて特殊な状態のなかに存在している特別の諸通路をとおって西側へ到着し、これらがこの問題を相当程度解明することになった。」(p. 6.) 著者がここでいっている「特別の諸通路」のことはさておいて、あの箇所で著者が東ドイツの対ソ賠償額を測定するのに用いている資料は、ほとんどすべて、つきの2つの文献によっている。第1は、匿名で、ポンの全独問題省(Bundesministerium für gesamtdeutsche Fragen)から1953年れに出された、『1945年から1953年末までのソヴェト占領地帯における賠償』*Die Reparationen der sowjetischen Besatzungszone in den Jahren 1945 bis Ende 1953.* である。これは、東ドイツの賠償局(Amt für Reparationen)から西へ避難してきた賠償担当官吏のもたらした報告を集めたものである。第2は、同じくポンのBundesministerium für gesamtdeutsche Fragenから1954年に出された、『1945-1954年のドイツのソヴェト占領地域』*Die sowjetische Besatzungszone Deutschlands 1945-1954.* という謄写版刷りの2冊本である。著者は、この資料の信頼性についてほとんど何の疑問をも示していない。筆者は、ドイツの政治的現状とそのなかでの避難民の発言のもつている政治的色彩を考えると、賠償問題にかんして著者のもつている原資料の信頼度がまず問題になると思う。著者の言うように、ソヴェト側や東ドイツ側から、これに対応する資料が発表され、彼此照合する機会が与えられないかぎり、この点についての著者の全叙述は、きわめて条件的なものでしかない。と同時に、われわれが、第2次大戦後の旧枢軸諸国の対ソ賠償にかかわる全問題を回避するわけにはいかないことも事実である。ここにわれわれの難問がある。

著者は、東ドイツの対ソ賠償の意義を非常に重要視してつきのように言っている。「とくに、戦後の初期における東ドイツの対外経済関係は、十中の八九まで東独経済にたいするソ連の賠償要求によって規定された。これが共産主義世界における経済的統分の方向への第1歩となった。」(p. 5.) 著者はまた、別のところで、つきのように言っている。「少なくとも1953年まで、東ドイツにおけるソ連の最大の目標はあらゆる形でまた考えられるあらゆる方法で賠償をとりたてることにあった。」

(p. 6.) これらの発言を総合すると、ソ連の東ドイツに対するきわめてきびしい賠償要求が、東ドイツのセフへの参加の出発点をなしたという意味にとられる。これは、明らかにあやまりである。

東ドイツの対ソ賠償の実状について、著者のべていることを総合するとつきのようになる。——1945年2月のヤルタ会談でソ連の提案した対独賠償総額は200億ドルで、そのうち100億ドルが対ソ賠償分であった。ヤルタ会談でもその後のボツダム会談(1945年7-8月)でも、その点にかんして明確な合意がえられないままであった。(なお、この両会談における賠償論議について本書中に若干のべられているが、ここでは省く。) ソ連が東ドイツから1945-1960年にとりたてた額はつきのとおりである。まず戦争直後の戦利品として当時の時価で20-80億マルクの価額の物品を収得したという(p. 11.)。著者のこの推定は、東独から西独への避難民の供述にもとづくものであり、信頼性は極度にうすい。著者は、この点を考慮して、そのあとの対ソ賠償総額の計算には、この数字を加算していない。「戦争直後の時期に(in the trophy campaign) 収得された戦利品の価額は全然算入しなかった。というのは、著者は、これらの推計額がきわめて信頼度の低いものであると考えたからである。」(p. 24.) それ以外の対ソ賠償の品目種別とその金額は別表に示されるとおりである。それによると、1945-53年の各年には、年額55-66億マルクで小計541億7974万マルク、1954-56年の3年間は1年約23-25億マルクで小計71億3500万マルク、1957-60年の4年間はさらに少なく小計26億9800万マルクで、以上の合計が630億1274万マルクにのぼる。それをドルに換算すると、1938年のドル価格換算で193億0556万ドルになる。(p. 29.) しかし、1953年まででドイツからソ連への賠償物資の引渡しは完了したと共産側が主張するので、それに従うと、対ソ賠償額は530億マルクになる。これは1938年のドル価格換算で170億8874万ドルに相当する。しかし、ソ連側は、赤軍への給養は占領経費として賠償から除外し、合弁会社資産とウラニウムは無視し、ドイツ人労働者の役務利用は否定するので、それらを引き去ると、1953年までの対ソ賠償額は104億2912万ドルになる(p. 29.)。これらの計算を示したあとで、著者はつきのようにべてている。「この場合でもソ連が東ドイツから、最初に意図しただけのものをとり去って行ったといえる。しかし、もちろん、ソ連側の定義に従うべき何らの理由はないので、それよりさらに合理的な定義にもとづくと、賠償引渡しは公式に要求された額の約2倍に達したというのが、

東ドイツの対ソ賠償額(1945-60年)

(単位: 百万マルク, 各年価格)

種 別 年 度 別	資 本 財	年々の生産から						(7) 2-6 の 小計	労 働	合 計
		(1) 解体お よび接収	(2) ソ連へ	(3) 赤軍へ (直接)	(4) 赤軍へ (間接)	(5) 合併会 社資産	(6) ウラニ ウム			
1945	2,300.00	2,294.66	746.96	—	—	—	—	3,041.62	290.16	5,631.78
1946	2,300.00	2,995.21	871.71	—	—	96.00	3,962.92	378.04	6,640.96	
1947	200.00	3,652.10	979.68	—	—	413.00	5,084.78	485.06	5,769.84	
1948	200.00	3,657.81	948.17	—	—	647.00	5,252.98	501.11	5,954.09	
1949	—	3,481.59	925.57	211.40	—	763.00	5,381.56	493.21	5,874.77	
1950	—	3,012.25	911.39	211.40	—	1,081.00	5,216.04	477.42	5,693.46	
1951	—	2,570.38	1,069.45	211.40	—	1,594.00	5,445.23	497.14	5,942.37	
1952	—	2,385.59	1,153.73	211.40	500.00	1,434.00	5,684.30	519.86	6,204.16	
1953	—	2,028.75	997.16	211.40	500.00	1,275.00	5,012.31	456.00	5,468.31	
1954	—	—	1,440.00	—	—	876.00	2,316.00	160.00	2,476.00	
1955	—	—	1,440.00	—	—	750.00	2,190.00	160.00	2,350.00	
1956	—	—	1,440.00	—	—	709.00	2,149.00	160.00	2,309.00	
1957	—	—	720.00	—	—	406.00	1,126.00	80.00	1,206.00	
1958	—	—	540.00	—	—	350.00	890.00	60.00	950.00	
1959	—	—	—	—	—	292.00	292.00	—	292.00	
1960	—	—	—	—	—	250.00	250.00	—	250.00	
1945-1960	5,000.00	26,118.34	15,240.40	1,000.00	10,936.00	53,294.74	4,718.00	63,012.74		

出所: Heinz Köhler, *Economic Integration in the Soviet Bloc*, 1965, pp. 25-28.

さらに真実に近い。(p. 29.)

著者の示す、これらの数字には、若干の、計算上の問題点があるが、それらはここでは省略する。この賠償のドイツ経済へ及ぼした影響として、著者は、第1に、その後のドイツの経済成長テンポの鈍化と、第2に、賠償取立てに便利なようにドイツ経済がくみかえられ、その結果重工業偏重の経済構造ができあがったことなどをあげる。これらについて、くわしいことはここでは省略して、つぎに移ろう。

IV

この書物の第3章は、「経済相互援助会議」(The Council for Mutual Economic Aid)と題されていて、セフの成立から1965年までのセフの活動の詳細な紹介と評価とが与えられている。著者自身、この第3章と次の第4章とについて、"Chapter 3 and 4 take up the central concern of the book"と述べている(p. 2.)ほどで、筆者にとって、とくにこの第3章は興味深い、情報のゆたかな部分を成している。この章のメリットは、セフの成立から1965年にいたる、セフの発展過程の詳しい叙述が与えられたことである。すなわち、第1回(1949年2月)から第19回(1965年2月)までの各総会の模様と問題点が、かなりくわしく描かれている。また農業委員会(1956年設置)から、ラジオ技術および電子工業委員会(1963年設置)にいたる21の常任委員会の設立事情および問題点、常任委員会の一般的意義などがくわしく報告

されている。また1962年以後それまでの加盟国代表著会議(Совещание Представителей стран в Совете; Deputies' Council)にかわって設けられることになった執行委員会の第1(1962年7月)―第17回(1965年4月)会議までの要点が具体的に述べられている。これらの具体的な情報によって、セフにかんするわれわれの研究は大いに刺激されるのである。しかし、ここでは紙幅の関係で、筆者の紹介および批評はいわゆる「経済統合」ないし「統合計画」問題に限ることにする。

まず、筆者自身の一般的判断を書いておくと、著者には、セフ的統合の成否を決する試金石ともいべき「経済統合」ないし「統合計画」問題の意義について、ほとんど何らの関心もないこと、あるいは、もっと正確にい

1) Cf., John Michael Montias, "Background and Origins of the Rumanian Dispute with Comecon," *Soviet Studies*, Oct. 1964, p. 131, 125.

2) Köhler もルーマニアのロシアからの離反(de-Russification, Rumanification)という形でこの問題を指摘している(p. 147.)。しかし、この問題について、Köhler はつぎのように言っている。「最近の数年間に、たとえば、経済統合の問題にかんして、加盟諸国のうちで、その国の工業の若干を、それらがコスト高で非能率的であるにもかかわらず、スクランプにすることをためらったために、紛争があったということが知られている。そしてこのようなためらいは多くの場合セフの意思に反対する国家的行動をもたらした。」(p. 82.)そしてそれに注をつけたなかで、チェコが自國の自動車の伝統的な市場であるボーランドの自動車工場の建設に反対したことや、東ドイツが重キャタピラートラクターの生産の停止を拒否したことや、そ

うと、その問題の implications がわかっていないことである。筆者がここでいっている問題は、イェール大学の John Michael Montias が “the Rumanian estrangement from the Soviet bloc” とか “the Soviet-Rumanian rift” とかいう言葉をつかって表現している¹⁾ ところの問題、すなわち、社会主義諸国の長期統合計画作成の試みにかんするセフ加盟諸国間の対立の問題がそれである²⁾。筆者はこの点について、すでに紹介の文章を書いているので³⁾、その内容はここではくわしく触れない。ここではただ、この問題にかんする Köhler の見解や態度を吟味するにとどめておく。

著者の立場を端的に示すものは、セフの発展の諸段階にかんする著者の時期区分である。著者はセフのこれまでの歴史を、つぎの 3 つの時期に区分する。

1. 1949-54年 外国貿易計画の調整の時期。
2. 1954-57年 生産と投資の調整の発想の時期。
3. 1958-65年 生産と投資の調整のための決定的な前進の時期。

これは、他の研究者の時期区分とは、かなり違っている。たとえば 1965 年に注目すべき『コメコン論』を出した Michael Kaser⁴⁾ は、セフのこれまでの発展をつぎのように区分している。

1. 1950-55年 草創期。
2. 1956-60年 機構強化の時期。
3. 1961-64年 意見対立の時期。

私見によれば、Köhler のよりも Kaser の時期区分の方が、よりよくセフの内包している問題点に則していると思う。Köhler には、1961 年以後、統合計画に賛成か反対かをめぐって、はげしい対立や論争がセフのなかでおこっており、それがセフの今後の発展に 1 つの時期を劃することが充分に理解されておらず、いわゆる「専門

の他の民族主義的反抗の事例とならべてそのなかでルーマニアの事例をあげている。だが、私見によれば、1961 年にはじまり 1964 年に頂点にたったルーマニアの de-Russification は、ここにあげられている、その他の諸事例のなかの 1 つの事例ではなく、この事件はセフの今後の発展のために重大な問題をなげかけた、いわば歴史的な事件であったのである。Köhler には、Montias や Kaser にある、この点についての問題意識が欠けているように思われる。

3) 拙稿「社会主義的国際分業と統合計画——いわゆる『ルーマニア問題』に寄せて——」『一橋論叢』1966 年 6 月号。

4) Michael Kaser, *Comecon. Integration Problems of the Planned Economies*, Oxford University Press, 1965.

化と協業化」から「長期統合計画」への発展は、単なる量的発展でなく質的な生命がけの飛躍であることが充分に理解されていない。著者は、この問題に関連した興味ある事実を数多く、しかもそれと意識せずに、拾い上げたあとで、1965 年までのセフ活動の要約として、つぎのように述べている。「簡単にいって、現在の政策は、アウタルキーと完全な一方的専門化との中間の道を行っているが、前者にかなり近い。」(p. 141.) そこにつけてある注には、つぎのように述べられている。「ここで、おののおのの國の國民經濟の綜合的發展を確保するという名目で提示された専門化が阻止されたことを前首相フルシチヨフが、きわめて残念におもったという事實を記録しておかねばならない。1962 年 11 月、彼はセフ加盟諸国の強力な國際計画機関の創設を提案した。それは、科学的・技術的な優先順位にしたがって、セフ加盟諸国を单一の経済主体と見做す、綜合的(collective)单一發展計劃を立案するという任務を持つものであった。彼は、これを单一の世界經濟へいたる大道の論理的なつぎのステップだと考えたのである。しかしながら、東ドイツの Walter Ulbricht と Bruno Leuschner とが熱狂的に賛成しただけで、いかなる反響もなかった。(中略)しかしながら、これこそ正に發展の論理的なつぎのステップであることは明らかである。各国別の国家計画委員会が生産要素を州の境界をこえて動かすことができないと考えたり、また、各州が全産業をもつ多面的な構造をめざして發展しなければならないと主張することが馬鹿げていると同じように、(生産)要素が現在各国の国境をこえて移動することができないことや、各国が各国民經濟の綜合的發展に固執していることは、ブロックの見地からは馬鹿げている。超国家的計画機関はこのような困難なしでありますことができる。しかし、このような構想が共産主義世界ですらも民族主義の岩礁にぶちあたって実現されそうにもないということもまた明らかである。民族的な誇りと共産主義のイデオロギーとがさまざまの国民經濟の創成を要求し、何かを生産しないことについて意見の一一致を見ることは極端に困難である。この種の『ブルジョア民族主義』のほかに、コストの比較が困難なことも、主要な障礙である。(後略)」(p. 156.)

著者は、このような一般的な文句でことをすませ、著者自身のとりだした重要な事実の意味に気がつかない。

執行委員会の第 6 回会議(ワルシャワ、1963 年 5 月 10-13 日)について著者は、つぎのように述べている。「第 6 回会議の模様については意味不明の報告があるだけである。その報告は、議論された問題として、計画の調整、

生産の専門化と協同化、調査の協同化、農業問題および貿易問題などをあげている。」(p. 121.)すぐそのあとで、1963年7月にモスクワで開かれた第18回総会についてのべ、そこでつきのように述べている。「総会は、1970年目標の協同化にかんして各国の国家計画委員会間の双務的な協議をおこなうべきことを勧告した。このような協議はそのあとに(1964年3月に)おこなわれた。すなわち、東ドイツとブルガリア、東ドイツとチェコスロヴァキアとの間に。」(p. 121.)以下は筆者の推測であるが、第6回執行委員会について“only vague reports are available”であったのは、それが統合計画問題を論議したからではなかつたろうか。また、計画の協同化について、東独とブルガリア、東独とチェコスロヴァキアとの国家計画委員会が bilateral negotiations をすることができたのは、これら3国ともに、「総合計画」を推進する側に立つ諸国だったからであり、総会の勧告が実施されなかつた諸国も存在するということやそのことの意味などについては、ここで注目されていない。各常任委員会が圏内不足品目の増産には協力の実をあげ、また、特殊な、

個々の品目別の専門化と協同化はかなりの程度進行していることが、本書の各所であげられている。また、統合電力網や、国際経済協力銀行、共同貨車プールなどは、ヨーロッパのセフ加盟国7カ国が、ルーマニアも含めて全部加盟しているにもかかわらず、その他の国際機関、たとえば石油パイプライン「友好」や、インターメタルや国際ペアリングにはヨーロッパのセフ加盟国の必ずしも全部が参加しておらず、逆に前記の3国際機構がセフとは一応独立の中央機関を有する形で出発したことは、どのように解釈すべきであろうか。セフにおける「経済統合」の前途には、まだまだ多くの難問題が横たわっている。——「東ドイツで1958年末に催されたある国際セミナーの1報告が語っているように、『国際分業の問題』は経済学の理論のなかでも外国貿易の理論と実践のなかでも、完全に解決されていない。」(p. 104.)むしろ、この問題は、セフ的統合の今後の発展の合論理的なつきの1歩を正しく設定するための、歴史的な分岐点となるのではなかろうか。